令和６年度 労働実務専門講座

基 礎 法 令 コ ー ス

主催　愛知県下各労働基準協会

愛知県下の労働基準監督署が毎年行う臨検（立ち入り調査）等による監督指導では、対象事業場の63.2%に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令の違反が認められます。

このような法令違反の大半は、企業の管理者・担当者の知識と認識の不足によるもので、企業を悩ます重篤な労働トラブルの原因ともなります。

そこで、当協会では愛知県下各労働基準協会と共催で、労務人事・安全衛生担当者の養成の場として、労働実務専門講座（基礎法令コース・就業管理コース）を開催いたしております。

令和６年度最後の**基礎法令コース**は下記の日程ですので、円滑な労務管理を実施し、さらなる企業繁栄に結びつけるために、ご関係の皆様にぜひともご受講いただきますようご案内いたします。

＜会　場＞　　一般社団法人　名北労働基準協会　３階「大会議室」

名古屋市北区清水１－１３－１

労働実務専門講座（基礎法令コース）

研修名	日程	時間		内容	講師	会費 会員		会費 非会員	
第1回 労働基準法研修 (A31)	令和7年 1月15日	9:30～16:30 6時間		労働基準法の概要と事務手続、労務管理上の留意点	(一社)名北労働基準協会 副会長・専務理事 特定社会保険労務士 市之瀬　高　司	10,000	4日間 36,700	12,220	4日間 44,500
第2回 安全衛生研修 (A32)	令和7年 1月29日	6時間	9：30～ 12：30	労働安全衛生法等関係法令の概要と事務手続	池戸労務安全管理事務所 所長 元名古屋北労働基準監督署長 池　戸　宏　光　氏	10,000		12,220	
			13：30～ 16：30	安全衛生管理活動の概要と留意点	アマノ労働安全衛生コンサルタント 所長 労働安全衛生コンサルタント 天　野　勝　利　氏				
第3回 社会保険研修 (A33)	令和7年 2月12日	9:30～16:30 6時間		健康保険法、厚生年金保険法、介護保険法等の概要と事務手続	河村つぐみ社会保険労務士事務所　所長 社会保険労務士 河　村　亜　実　氏	10,000		12,220	
第4回 労働保険研修 (A34)	令和7年 2月26日	9:30～16:30 6時間		労災保険法・雇用保険法の概要と事務手続	(一社)名北労働基準協会 理事・事務局長 石　田　和　彦	10,000		12,220	

※全日程４日間の７５％以上の受講修了者に「**労働実務専門講座卒業証**」を、また各研修１日間受講修了者に「**労働実務専門講座研修修了証**」を交付いたします。

※DVD受講も可能ですので、お問合せください。

●会場案内　一般社団法人名北労働基準協会

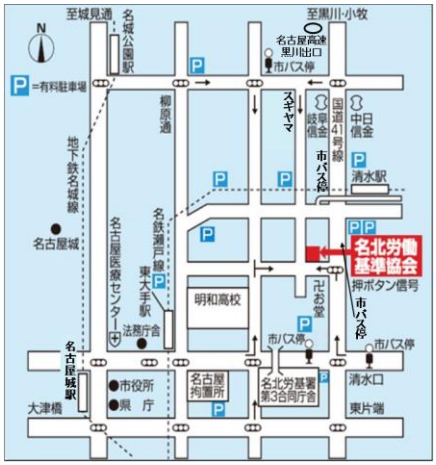

【会場アクセス】
「名　鉄」清水駅徒歩４分、東大手駅徒歩８分
「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
「バ　ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
「お　車」名古屋高速　黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約１万人受講される会場です。

申込要領　**申込書を各労働基準協会へファックスにてお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。会費は開催日の14日前までに、銀行振り込みをお願いします。**

	名　称	所　在　地	電話番号	FAX番号	対象地区
申込先	(一社)名北労働基準協会	〒462-8575　名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014　名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒467-0863　名古屋市瑞穂区牛巻町8-9　渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003　名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
	豊橋労働基準協会	〒440-0874　豊橋市東松山町19　2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0831　岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一宮労働基準協会	〒491-0044　一宮市大宮1-3-6　グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一社)半田労働基準協会	〒475-0902　半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853　刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊田労働基準協会	〒471-0826　豊田市トヨタ町1番地　トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬戸労働基準協会	〒489-0805　瀬戸市陶原町1-8　瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津島労働基準協会	〒496-0044　津島市立込町3-26　ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江南労働基準協会	〒483-8164　江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西尾労働基準協会	〒445-0062　西尾市丁田町五助6-1　山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先（実施機関）
一般社団法人 名北労働基準協会
三菱UFJ銀行　黒川支店　普通預金　No.2036133
一般社団法人　名北労働基準協会
※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書（コピー可）　労働実務専門講座（基礎法令コース）

申込日　令和　　年　　月　　日

申込協会	労働基準協会	会員番号	名北労働基準協会員のみご記入ください。
事業場名		TEL FAX E-mail	(　　)　　－ (　　)　　－
所在地	〒	事業内容	労働者数　　名

受講者名	区分 ご記入不要です	氏　名	所属部署・職名	受講区分	ご案内送付先
				□4日とも □1月15日　□1月29日 □2月12日　□2月26日	受講者・担当者 ○をつけてください (部署名　　様)
				□4日とも □1月15日　□1月29日 □2月12日　□2月26日	会費支払時期 令和　年　月　日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

R6.10.07

労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です

労働実務総合研修

ご　案　内

現場管理者

労務担当者

※労働実務基礎講習を受講し、令和6年度版「労務管理の早わかり」を
お持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。

現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと 労働トラブルが発生します

現場管理者・労務担当者に、労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しております。労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施には、労働者の管理に携わる多くの方が、労働基準法、労働安全衛生法、労働保険等の知識を習得することが不可欠です。

そこで愛知県下各労働基準協会では、「働き方改革関連法」を含む労働法令の基礎を、体系的に学ぶ「労働実務総合研修」を開催しております。

労務管理のさらなる向上のため、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

主　催　愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと 労働トラブルが発生します

労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加してます

令和4年の愛知労働局の監督指導では63.2%の事業場に、労働基準法、労働安全衛生法等の違反が認められております。

この割合は労働基準関係法のみのもので、労働者派遣法、育児介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等の100近くの全ての労働法に拡大すると、何らかの違反が存在する企業はさらに高率となります。

法違反は、賃金不払残業、長時間労働による健康障害、労働災害等を発生させ、解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ等をめぐる深刻な労使紛争に繋がり、企業の経費・信用と関係者の膨大な時間を奪います。

このような労働トラブル発生の原因の大半は、部下を直接管理する現場管理者と労働の舵取りをする労務担当者の、労働法令の知識不足、トラブル防止の認識不足、判断誤りによるものです。

愛知労働局令和4年定期監督結果

主な違反状況（実施事業場6,288件のうち63.2%に違反あり）				
1.労働時間	2.割増賃金	3.年次有給休暇	4.安全基準	5.労働条件明示
11.5%	9.3%	8.9%	7.9%	5.5%

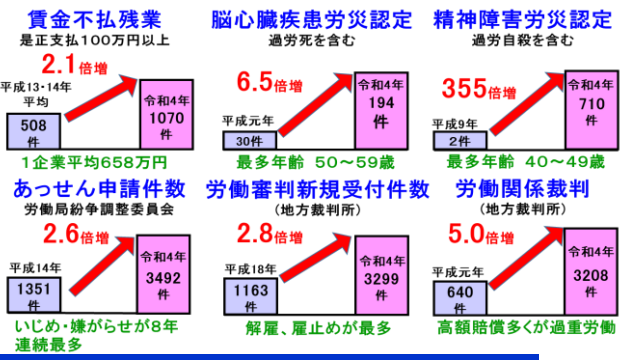

現場管理者・労務担当者の責任は重大です

労働基準法では法の履行者、責任者を「使用者」としており、①事業主として法人企業と個人企業の事業主 ②経営担当者として法人役員等 ③労務管理、業務命令の権限を有する者を使用者としております。

課長等の現場管理者も、時間外労働の命令・許可、有期契約労働者の契約更新決定等の労務管理の権限を有すれば、その権限の範囲内で③の使用者に該当し、違法行為を行った場合処罰対象となります。

なお、両罰規定により現場管理者の違法行為は、違反防止措置を行っていない等の場合、その罪は法人、役員等まで及びます。

また、労働安全衛生法では法の履行者、責任者を「事業者」としており、法人企業と個人企業の事業主がこれにあたります。しかし、実際の安全衛生業務は、事業者から権限委嘱を受けた安全管理者等の安全衛生スタッフと、職長・作業主任者等の現場管理者が行っております。このような方々も違反を行えば処罰対象となり、違反防止措置の実施の有無に関わらず、その罪は法人等にまで及びます。

法人・現場責任者を送検 平成31年1月

○○労働基準監督署は、時間外・休日労働協定を超えて労働者に残業をさせたとして、道路貨物運送業の**○○㈱と同社現場責任者**を労働基準法第32条（労働時間）違反の容疑で○○地検に**書類送検**した。

同社は平成29年3月、労働者3人に対して1週40時間を超える違法残業を行わせていた。

労働トラブル防止の第一歩は労働法令の知識を体系的に学ぶことです

労働トラブル発生の原因を作り、法的責任を真っ先に問われる現場管理者、労務担当者には、その役割に応じた労働法令の知識が必要です。

しかし、現場管理者には本来の担当業務があり、「自らも労務管理の責任を担っている」との認識を持つことは難しく、労務担当者も恒常業務の中で幅広い知識を習得することは容易ではありません。

そこで必要となるのが、労働法令の知識を体系的に学ぶ研修です。

労務管理の知識と認識を持つことは容易ではありません

労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修が 「労働実務総合研修」 です

労働基準協会では、現場管理者と労務担当者の皆様が、労働法令の基礎知識を体系的に学ぶ、**「労働実務総合研修」**を開催しております。

パワーポイントスライドを使い、随所に労働クイズ、労働小話等を盛り込んだ、分かりやすく、楽しく、部下の管理、労務管理のお役に立つ内容です。

労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施のため、ぜひとも該当の皆様にご受講いただきますようご案内いたします。

まず人命の大切さを再認識

分かりやすいスライド講義

労働小話でトラブルの怖さを理解

午前・午後のリフレッシュ体操

1． 日時・会場

開催月日	時間	会場	定員
令和 6年 12月 11日(水) 令和 7年 2月 13日(木)	9時30分～ 16時30分	一般社団法人 名北労働基準協会 ３階「大会議室」 名古屋市北区清水１－１３－１	45名

２．研修内容

※講習修了者には「修了証」を交付いたします。

(1) 労働トラブル発生時の企業責任と防止策

主な内容 ①労働トラブルの現状　②労働トラブル発生時の責任
③労働トラブル発生防止策

講師　（4）に同じ

(2) 労災・雇用保険法の実務のポイント

主な内容 ①社会保険制度の体系　②労災保険の給付内容と必要手続
③雇用保険の給付内容と必要手続　④労働保険事務組合制度

講師　一般社団法人　名北労働基準協会　理事・事務局長・ホワイト企業推進本部長
RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長　**石　田　和　彦**

【講師ﾌﾟﾛﾌｨｰﾙ】 社会保険労務士受験対策講座　労災保険法講師。長年にわたり名北協会の労働保険事務組合業務に従事し、労災・雇用保険の実務に明るい労動保険のスペシャリスト。愛知県下各労働基準協会主催の説明会・セミナー・企業出張教育等の講演を数多く行う。分かりやすい説明とボディアクションを駆使した誰でも分かる説明に定評がある。

(3) 労働安全衛生法の実務のポイント

主な内容 ①法の体系、特徴　②取り組みの歴史、成果、課題　③課題への対応　④安全衛生管理体制　⑤健康診断　⑥安全配慮義務・法改正

講師　池戸労務安全管理事務所　所長　**池　戸　宏　光　氏**
元　名古屋北労働基準監督署長・元 一般社団法人 名北労働基準協会　副会長

【講師ﾌﾟﾛﾌｨｰﾙ】 愛知県下各労働基準協会開催 労働実務専門講座　安全衛生研修講師。30有余年労働基準監督官を勤め労働基準監督署長等も歴任し、この間数々の労災事故と向き合う。安全衛生管理体制の指導に長年にわたり携わる労働安全衛生法のオーソリティ。名北協会退任後も、安全衛生教育講師と企業への顧問活動を行う。熱意あふれる解説で労働安全衛生法を伝える。

(4) 労働基準法の実務のポイント

主な内容 ①労働基準法の特色　②労働のルールブック　③採用と退職
④法改正を含む労働時間の規制　⑤年少者・妊産婦　⑥今後の労務管理

講師　一般社団法人　名北労働基準協会　副会長・専務理事
特定社会保険労務士・RSTトレーナー　**市之瀬　高　司**

【講師ﾌﾟﾛﾌｨｰﾙ】 社会保険労務士受験対策講座主任講師、労働基準法担当。当地における労働基準法を中心とする労務管理のトップランナー。愛知県下各労働基準協会主催の講習・セミナー・企業出張研修等の年間100回の講演を行う売れっ子講師。巧みな話術とスライドにより、難しい労働基準法等を分かりやすく解説する。この講師から労務管理を学んだ受講生は延べ3万人を超える。

３．テキスト

「労務管理の早わかり」

労働関係法令の概要から、届出書類一覧表、記載例、届出用紙等を収録した、今後の労務管理の参考となるテキストです。

テキストと収録されている法改正後の新しい時間外・休日労働協定届（36協定）の記載例

４．参加対象

- ●支店長・工場長・部長・課長等の事業場責任者・現場管理者
- ●労務人事・安全衛生の新任担当者等
- ●企業経営者・新規開業者

５．会　　費

会員10，000円　非会員13，330円　資料代、昼食代、消費税を含む

※労働実務基礎講習を受講し、令和6年度版「労務管理の早わかり」をお持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。

会場案内　一般社団法人名北労働基準協会

【会場アクセス】
「名　鉄」清水駅徒歩４分、東大手駅徒歩８分
「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
「バ　ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
「お　車」名古屋高速　黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

企業内出張研修

企業への各種「出張研修」を実施しており、令和5年度は約200回実施し、約10,000名が受講されておられます。
自由な日程設定が可能で、企業実態に合わせたオリジナルテキストを使用し、教育効果も高く、会場への交通費、移動時間も削減され、教育費用の削減が可能です。

研修時間	1時間	2時間	3時間	6時間
研修費用	115,000円～	155,000円	195,000円	315,000円
テキスト代	1名200～1000円程度。 テキストの原稿を自社で印刷いただければ無料となる場合があります。			

お申込はこちら

※左記は法定安全衛生教育は含まず、各費用は税を含みます。

申　込　要　領

申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りいたします。開催日の１４日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

	名　称	所　在　地	電話番号	FAX番号	対象地区
申込先	(一社)名北労働基準協会	〒462-8575　名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014　名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒467-0863　名古屋市瑞穂区牛巻町8-9　渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003　名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
	豊橋労働基準協会	〒440-0874　豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0831　岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一宮労働基準協会	〒491-0044　一宮市大宮1-3-6　グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一社)半田労働基準協会	〒475-0902　半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853　刈谷市高松町1-29　ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊田労働基準協会	〒471-0826　豊田市トヨタ町1番地　トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬戸労働基準協会	〒489-0805　瀬戸市陶原町1-8　瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津島労働基準協会	〒496-0044　津島市立込町3-26　ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江南労働基準協会	〒483-8164　江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西尾労働基準協会	〒445-0062　西尾市丁田町五助6-1　山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先（実施機関）
一般社団法人　名北労働基準協会

三菱UFJ銀行　黒川支店　普通預金　No.2036133
一般社団法人　名北労働基準協会

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

労働実務総合研修 申込書（コピー可）

申込日　　年　　月　　日

事業場名		TEL FAX	(　　)　　－ (　　)　　－
事業内容		労働者数	名
所在地	〒		

出張研修
内容：
時期：　月　日頃
開始：午前・午後　時　分頃～
時間：　時間程
参加：　名程

ご出席者	記入不要 講習番号	記入不要 受講番号	氏　名	所属部署・職名	受講日	令和6年度版 労務管理の早わかり
					□12月11日 □ 2月13日	□持っている □持っていない
					□12月11日 □ 2月13日	□持っている □持っていない

会費支払日	月　日　頃　支払予定 （銀行振込・現金書留・事務局窓口）	受講票送付先	受講者・担当者 （部署名　　・　　様）

会員番号※					

※会員番号　名北協会会員のみご記入ください。分からない場合は未記入でも結構です。
※個人情報　この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。

R6.09.27.

～　携帯用丸のこを使用する方へ　～

通達対応!!
受けて安心

丸のこ等取扱作業従事者教育

主催　愛知県下各労働基準協会

実施機関　一般社団法人名古屋南労働基準協会
〒455-0014　名古屋市港区港楽1-2-2
TEL052-651-9246･FAX052-651-1411

丸のこ等（携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤）を使用する作業では、取扱いの不慣れ、安全カバーの機能を無効にしての使用や作業姿勢の悪さ等により毎年多くの作業者が被災しています。

丸のこ等による災害防止を徹底させるため、平成22年7月14日付で厚生労働省労働基準局安全衛生部長より「建設業等における『携帯用丸のこ盤』を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について」の通達が発せられました。

そこで愛知県下各労働基準協会では、標記講習会を「特別教育に準じた教育」として実施いたしますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

災害事例
（厚生労働省 職場の安全サイトより）

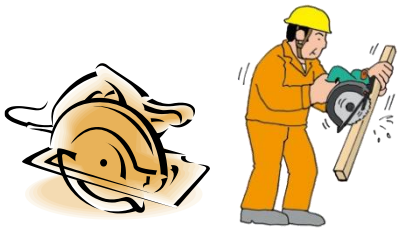

災害発生当日、作業者Aは、携帯用丸のこ盤を使用して角材（長さ50cm、縦と横ともに5cm）を加工して測量用の杭を作るよう職長Bから指示された。

Aは、資材置き場から材料の角材を十数本持ってきて、携帯用丸のこ盤を使用して加工作業を始めた。Aが丸のこ盤と角材を手に持って、作業していたところ、携帯用丸のこ盤が反発し、はずみで丸のこ盤の歯がAに当たった。Aは、病院に搬送されたが、死亡した。

Aが使用していた携帯用丸のこ盤は、元々取り付けられていた安全カバーの金具が変形していたため、安全カバーが正常に作動せず、歯が剥き出しのままであった。また、この携帯用丸のこ盤は、管理責任者が定められておらず、点検や整備も行われていなかった。

Bは、Aに作業を指示した際、安全な作業方法について具体的に示していなかった。さらに、この事業場では、作業者に対して、携帯用丸のこ盤の取扱い等についての安全教育を実施していなかった。

日時　令和７年２月７日（金）９：３０～１４：５０

会場　名古屋市工業研究所　管理棟4階第2会議室第2室
名古屋市熱田区六番3丁目４－41

定員　３６名（先着順にて受付、定員になり次第、締切らせて頂きます。）

対象　携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤　を使用する方

受講料　会員　７，３００円　非会員　８，９００円（テキスト、消費税等含）

申込要領

下記申込書に記入の上、郵送又はＦＡＸでお申込みください。
申込の「締切日」は講習初日７営業日前です。（営業日：土日祝、協会所定休日を除く）
※締切日までに受講料の納入をお願いします。受講料の納入が確認できない場合受講の確約はできません。
※締切日後の受講料の返金は一切できません。ただし、講習日の変更は所定の手数料により可能な場合があります。（前営業日まで）

会場略図

●名古屋市工業研究所
管理棟４階第２会議室第2室
名古屋市熱田区六番三丁目４番４１号

＜交通機関＞
地下鉄　名港線「六番町」下車　３番出口より徒歩１分

	名　称	所　在　地	電話番号	FAX番号	対象地区
申込先	（一社）名北労働基準協会	〒462-8575　名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	（一社）名古屋南労働基準協会	〒455-0014　名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒467-0863　名古屋市瑞穂区牛巻町8-9　渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003　名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
	豊橋労働基準協会	〒440-0874　豊橋市東松山町　19　2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0831　岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一宮労働基準協会	〒491-0044　一宮市大宮1-3-6　グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	（一社）半田労働基準協会	〒475-0902　半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	（一社）刈谷労働基準協会	〒448-0853　刈谷市高松町1-29　ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊田労働基準協会	〒471-0826　豊田市トヨタ町1番地　トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬戸労働基準協会	〒489-0805　瀬戸市陶原町1-8　瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津島労働基準協会	〒496-0044　津島市立込町3-26　ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江南労働基準協会	〒483-8164　江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西尾労働基準協会	〒445-0062　西尾市丁田町五助6-1　山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先（実施機関） （一社）名古屋南労働基準協会		三菱UFJ銀行　名古屋港支店　普通預金　No. 0530993 （一社）名古屋南労働基準協会　※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。			

丸のこ等取扱作業従事者教育　申込書

労働基準協会 宛　（ 会員 ・ 非会員 ）　令和　年　月　日

受講日	令和 7年 2月7日(金)	※受付番号		※受付日	
フリガナ		生年月日	昭・平　年　月　日		
氏　名					
フリガナ		生年月日	昭・平　年　月　日		
氏　名					

勤務先（個人申込の方はご連絡先を記入ください）

フリガナ		TEL	
事業場名			
所在地	〒	FAX	
ご担当者	(所属)　(お名前)　(フリガナ)		
	(Mail)　※受講票・請求書は左記アドレスにメールにて送付します。	納入方法	□現金　□振込

※この受講申込書の個人情報は講習会の受講資料として使用し受講者の同意なく目的外に利用することはありません。

ハラスメント時代で企業と労働者を守る

ハラスメント防止研修
ハラスメント相談担当者研修

主催：愛知県下各労働基準協会

近年、職場における「いじめ」や「嫌がらせ」などをはじめとする「ハラスメント」が急増し、企業を悩ます深刻な問題となっております。

ハラスメントの問題は、職場での様々な「人」との関わりの中で発生し、労働相談の件数としては「いじめ・嫌がらせ」は10年連続で最多です。

愛知県下各労働基準協会では、ハラスメントの基礎知識から、ハラスメントにならないための指導とコミュニケーション方法等を学ぶための**「ハラスメント防止研修」**、ハラスメント相談窓口担当者としての適切な知識と手法を学ぶ**「ハラスメント相談担当者研修」**を開催いたします。

是非ともご参加いただきますようご案内いたします。

個別労働紛争相談内容の件数
資料　厚生労働省　令和４年度
個別労働紛争解決制度の施行状況　をもとに作成

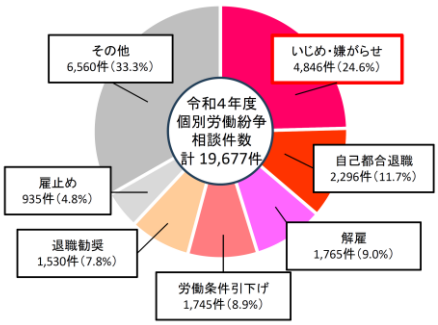

ハラスメント防止研修　ハラスメント防止のために適切な知識を学ぶ

●開催日時

令和7年　1月30日（木）追加開催

令和7年　2月18日（火）いずれも13時30分～16時30分

●研修内容

第1部　ハラスメントの基礎知識
パワハラ、セクハラ、マタハラの定義

第2部　ハラスメントにならない指導とコミュニケーション
パワハラにならないための指導方法や、セクハラ・マタハラにならないコミュニケーション方法

第3部　ハラスメントが起こった場合の対応
ハラスメントへの適正対応、措置の検討

●定員　４５人

●対象　管理者、労務人事・安全衛生担当者等など

●会費　会　員６，０００円
非会員７，０００円
（資料代・消費税を含む）

ハラスメント相談担当者研修　ハラスメントの相談を受けるために必要な知識を学ぶ

●開催日時

令和 6年 ~~12月 10日（火）13時30分 ～ 16時30分~~ 定員満了

令和 7年　2月 18日（火） 9時00分 ～ 12時00分 追加開催

●研修内容

第1部　ハラスメントの基礎知識
パワハラ、セクハラ、マタハラの定義

第2部　聞き方のポイント
相談を受ける際の心構え、傾聴スキル、ケーススタディ

第3部　相談への対応
対応のステップ、被害者・行為者・第三者へのヒアリング、措置の検討

第4部　相談場面のロールプレイング

●定員　４５人

●対象　人事ご担当者、ハラスメント相談窓口担当者など

●会費　会　員６，０００円
非会員７，０００円
（資料代・消費税を含む）

●講師紹介

㈱教育デザインラボ/フローリッシュ社労士事務所　所長
一般社団法人 名北労働基準協会　メンタルヘルス相談室長
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士　新　美　智　美　氏

【プロフィール】
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

申 込 要 領

申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りいたします。
開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

	名　称	所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
申込先	(一社)名北労働基準協会	〒462-8575　名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014　名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒467-0863　名古屋市瑞穂区牛巻町8-9　渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003　名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
	豊橋労働基準協会	〒440-0874　豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0831　岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一宮労働基準協会	〒491-0044　一宮市大宮1-3-6　グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一社)半田労働基準協会	〒475-0902　半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853　刈谷市高松町1-29　ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊田労働基準協会	〒471-0826　豊田市トヨタ町1番地　トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬戸労働基準協会	〒489-0805　瀬戸市陶原町1-8　瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津島労働基準協会	〒496-0044　津島市立込町3-26　ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江南労働基準協会	〒483-8164　江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西尾労働基準協会	〒445-0062　西尾市丁田町五助6-1　山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 一般社団法人　名北労働基準協会	三菱UFJ銀行　黒川支店　普通預金　No.2036133 一般社団法人　名北労働基準協会　　※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

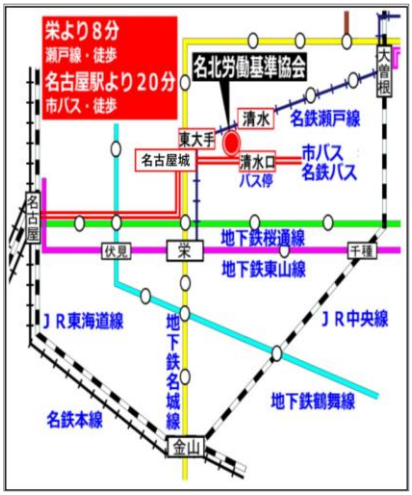

会　場

一般社団法人 名北労働基準協会　3階　大会議室
名古屋市北区清水1-13-1
TEL：052-961-1666　FAX:052-962-1670

会場には受講者専用駐車場がありませんが、近隣にはコインパーキングがあります。
車にてお越しの場合は、十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

公共交通機関

「名　鉄」
清水駅徒歩４分、東大手駅徒歩８分
「地下鉄」
名古屋城駅①番出口徒歩12分
「バ　ス」
市バス、名鉄バス清水口徒歩５分
「お　車」
名古屋高速　黒川出口より5分

ハラスメント防止研修・ハラスメント相談担当者研修　申込書

申込日　　年　　月　　日

申込研修名	□ハラスメント防止研修　　□ハラスメント相談担当者研修	受 講 日	年　　月　　日 分
申込協会	労働基準協会	①会員番号	
事業場名		TEL FAX	(　　)　　— (　　)　　—
所 在 地	〒	事業内容	
		労働者数	名

受講者名	記入不要②講習番号	記入不要③受講番号	氏　　名	所属部署・職名
			フリガナ	

会費支払時期	月　　日　（ 銀行支払 ・現金書留 ・事務局窓口 ） にて支払予定
受講票送付先	受講者本人・担当者　（部署名　　・　　様）
担当者 メールアドレス	@

※ **①会員番号**は（一社）名北労働基準協会会員様のみご記入ください。　**②講習番号**　**③受講番号はご記入不要です。**　R6.9.26
※ この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回申込みいただいた研修の参加資料並びに講習のご案内用として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。